

ハ、同 退職半以上 同 四十日付  
 ニ、同 六十日以上 同 三十日付  
 ト、退職六十日未満 同 二十日付  
 出心類苦半當り回舎ス

金ヲ辭與ス

第二十三條 當限ノ場合ニモリ職工ニ補加スル組合ニハ式指ノ手當

第四章 補加及退職手當

利益ノ計算ニ及ル各ニ割割辭與スルチノイヌ

第二十二條 辭職賞與ハ辞職ノ日付ノ十日前又ハ工大々々ノ工限ノ  
 半乘ノ心計雜額ヲ調査セテ之ヲ辭與ス

第二十一條 卒末賞與ハ辞職ノ日付ノ十日前又ハ工大々々ノ工限ノ  
 及ルイチノ八限ノ人限ノイニテ之ヲ辭與スルチノイヌ

第二十條 卒末賞與ハ辞職ノ日付ノ十日前又ハ工大々々ノ工限ノ  
 及ルイチノ八限ノ人限ノイニテ之ヲ辭與ス

財團法人協調會大阪支所

ニ、同一 一年以上十一年未満ハニ一ヶ月ニ付一日半分加算  
 ホ、同十一年、二十一年、 貳日分  
 ハ、同二十一年、二十六年、 三日分  
 ト、同二十六年、三十一、 四日分  
 チ、同三十一、三十六年、 五日分  
 第二十四條 同三十二年以上情勤シテ職工ニシテ當限ノ意志ニ  
 反セズ自己ノ都合ニ依リ辭職シタルトキハ左ノ手當金ヲ給與ス  
 勤績滿一年以上五年未満 前條ノ十分ノ三  
 同 五年、十年、 十分ノ四  
 同 十年、 十分ノ五

第二十五條 勤績十五年以上ノ者年齢五十才以上ニ達シ退職シタル  
 時ハ第二十三條ノ全額ヲ給與ス

第二十六條 職工在職中死亡セシ時ハ其遺族ニ對シ第二十三條ノ手